

敦賀市児童生徒通学費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の負担軽減と児童生徒（以下「児童生徒」という。）の交通の安全を図るため、敦賀市がその通学に要する経費の一部を補助することとし、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

2 敦賀市補助金等交付規則（昭和57年敦賀市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 この補助金を受けることが出来る者（以下「対象者」という。）は次の各号に掲げる者の保護者とする。

(1) 敦賀市教育委員会が指定する国道又は県道沿線区域から通学する児童生徒

(2) 小規模特認校制度により敦賀市立東浦小学校又は敦賀市立東浦中学校に通学する児童生徒

(3) 敦賀市教育委員会が指定する学校統廃合等により敦賀市立東浦小学校、敦賀市立中郷小学校又は敦賀市立気比中学校に通学する児童生徒

(4) 敦賀市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給に関する要綱で規定する準要保護の認定を受けた児童生徒

(5) 敦賀市ハートフル・スクールに通所する児童生徒

(補助額)

第3条 補助金の額は、別表第1及び別表第2に定めるところによる。ただし、算出された金額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助の時期)

第4条 この補助金は、年度を4期に区分し、それぞれ7月10日、12月10日、3月10日、3月31日までに対象者に対し補助をするものとする。ただし、年度がまたがる場合については、日割計算で補助するものとする。

(申請及び請求の手続き)

第5条 この補助金を受けようとする対象者の保護者は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請書を受けたときは、その内容を審査の上、速やかに補助金の交付又は不交付の決定をし、交付を決定した対象者の保護者（以下「補助事業者」という。）には、敦賀市児童生徒通学費補助金交付決定通知書（様式第2号）によ

り通知し、不交付を決定した対象者の保護者には、敦賀市児童生徒通学費補助金不交付通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第7条 対象者は、交付決定通知を受けたときは、速やかに敦賀市児童生徒通学費補助金交付請求書（様式第4号）に交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付方法）

第8条 市長は、補助事業者が指定した金融機関の預貯金口座に、口座振替の方法により第4条に規定する期日までに交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の一部若しくは全部を取り消すことができる。

（1）第2条に規定する要件を欠くことになったとき。

（2）虚偽の申請、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、補助事業者が補助金の交付決定を受けた後、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取り消した部分について返還を求めることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 事由 | 対象校区 | 区域 | 補助金額 |
|----------------|----------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 国道又は県道沿線区域から通学 | 気比中学校 | 鳩原、小河口、小河、道口、衣掛町、岡山町、堂、山泉、古田刈、坂下、吉河、長沢 | 当該児童生徒の居住地から学校所在地までの通常の通学経路により利用する交通機関に係る定期乗車券等の運賃（以下「運賃」という。）に3分の2を乗じて得た額以内の額（※） |
| | 角鹿中学校 | 拳野、五幡、江良、赤崎、田結、鞠山、新保、葉原、田尻、越坂、瀬河内 | |
| | 松陵中学校 | 沓見 | |
| | 粟野中学校 | 関、山 | |
| | 粟野小学校 | 関 | 運賃の全額以内の額 |
| | 東浦中学校 | 阿曾 | |
| 学校統廃合等 | 東浦小学校 | 阿曾 | 運賃の全額以内の額 |
| | 中郷小学校 気比中学校 | 市橋、疋田、追分、深坂、駄口、山中、奥野、曾々木、麻生口、奥麻生、新道、刀根、杉箸 | |

※同一世帯に2人以上の対象者がいる場合は、2人目以降の児童生徒については運賃の全額。

別表第2（第3条関係）

| 事由 | 補助金額 |
|------------------------------------------|-----------|
| 小規模特認校制度により敦賀市立東浦小学校又は敦賀市立東浦中学校に通学する児童生徒 | 運賃の全額以内の額 |
| 準要保護の認定を受けた児童生徒 | 運賃の全額以内の額 |
| 敦賀市ハートフル・スクールに通所する児童生徒 | 運賃の全額以内の額 |